

（ 1 ）事業の規定方法

医療事業、訪問看護事業、保育所を経営する事業、老人保健福祉事業等の保健福祉等の事業に付いては、これまでは「組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業」に含むこととしていたが、今般「組合員の保健医療の向上及び福祉の増進を図る事業」として別に規定することとする。

また、事業の品目等においても、これまではサービスの種目毎に個々の施設名等を記載することとしていたが、包括的な規定で足りることとする。

（ 2 ）責任ある運営体制

ア 役員の兼職の禁止

監事の兼職については、組合の理事又は使用人に加え、組合の子会社又は関連会社の取締役又は使用人との兼職についても禁ずる。

イ 役員の責任の明確化

理事又は監事が、その任務を怠り、又は財務諸表等に虚偽の記載等をして組合に損害を与えた場合には、善管注意義務違反、忠実義務違反として、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずることを明確にする。

ウ 役員の報酬

役員に対する報酬は、理事会で定めた役員報酬規則により、理事全員分と監事全員分の額を算定し、総（代）会の議決を経ることとする。

エ 理事の職責の明確化

各理事の職務分担については、理事会において定め、組合員に周知するとともに、

決裁規定を定めることにより各理事の職務権限を明確にすることとする。

オ 理事会の位置付けの明確化

理事会を「組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する」機関として明確に位置付ける。

また、理事長でない理事又は監事の一定数の同意による理事会の招集の実効性を担保することとし、さらに、理事の業務執行状況の理事会への報告を義務付ける。

カ 理事会招集手続

理事会の招集手続を規定し、理事及び監事全員の同意があるところはこの招集手続を省略できることとする。

キ 特別利害関係理事の議決権排除

特別の利害関係を有する理事は、当該特別の利害関係のある議題についてのみ議決権を排除されることを明確にする。

ク 理事会議事録

理事会の議事録において、出席した理事及び監事の氏名、議案別の議決の結果、反対した理事の氏名についても記載することとし、主たる事務所に最低10年間保存することを原則とし、組合運営の意思決定過程を明らかにすることとする。

ケ 理事の競業禁止義務

理事が競業行為を行う場合には、理事会に重要な事実を開示し、その承認を受けることを義務付ける。

コ 監事の調査権

従来の監事監査の他に、随時、個別具体的に実施できる監事の調査権を規定し、監事の機動的な牽制体制を実現する。これに付随して同調査結果の理事会及び総（代）会への報告を義務付ける。

サ 理事の監事への報告義務

組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの理事の監事への報告を義務付ける。

シ 組合員の調査請求権

総組合員の100分の3（組合の規模等の事情を勘案して定める。）以上が同意すれば、監事に対して組合の業務及び財務の状況の調査を請求でき、監事はこれを拒めないこととして、組合員による組合運営への牽制機能を担保する。

ス 総代の職務の明確化

組合員の代表としての「総代」の職務を明確にし、かつ、総代名簿の周知を義務付け、組合員の意思の反映を容易にする。

(3) 組合運営の合理化

ア 役員となる要件

役員となる要件について、各組合の事情を勘案して役員選挙規約において定めることとする。

イ 役員任期期間の定め方の変更

役員選挙を総（代）会において行う組合において、現在の「日」によって区切っている期間を「とき」によって区切ることとし、総（代）会終了後その日のうちに新役員による理事会を開催し、組合運営の責任体制が円滑に移行できるようにする。

ウ 退任役員責任の限定

役員の一部が補充されたが未だ役員定数の最低数を欠いているという状況においては、前任者全員の職務が延長されるという解釈になるが、実務上の煩雑さを避けるため、退任役員合意により職務延長の責務を負う者を決め、役員交代を円滑に行えることとする。また、職務延長される役員は、後任者が就任するまでの間は、善管注意義務及び忠実義務を負うこととし、責任体制が途切れることなく明確になるようにする。

エ 理事会の成立要件と議決要件の分離

理事会の成立要件と議決要件の規定を分離することにより、議長や特別の利害関係を有する理事の存在にかかわらず、理事会が成立し、議決することができることを明確にする。

オ 余剰金の割戻し手続きの合理化

利用分量及び出資額に応ずる割戻しに係る請求方法について、「公告」を主体とする組合員への周知で足りることとする。

また、組合員の利用状況等が性格に把握できている場合には、組合員からの請求を待たずに、組合員の口座に振込む等の方法で支払いを行うことができることとする。

この場合、支払を行おうとしたが、組合員の住所、連絡先、口座等が変更され、当該組合員に連絡をとる方法がなく、かつ、一定の期間内に請求がなかった場合は、「組合の責めに帰すべき事由以外の事由」とし、当該組合員が請求権を放棄したものとみなして、組合経理の合理化を図ることとする。